

令和8年度 容器包装利用・製造等実態調査結果

**事業者が利用した容器包装は、
プラスチック製容器包装が最も多く、約 154 万 t**

【 調査結果の概要 】

事業者が利用した容器包装を種類別にみると、プラスチック製容器包装は 153 万 9,595 t、PETボトルは 96 万 7,072 t、紙製容器包装は 85 万 75 t となった。

表 容器包装利用量（容器利用事業者）

単位：t

区 分	ガラスびん 無色	ガラスびん 茶色	ガラスびん その他の色	PETボトル	紙製 容器包装	プラスチック製 容器包装
容器包装利用量						
計	335,330	266,779	164,809	967,072	850,075	1,539,595
食料品製造業	134,863	7,501	9,412	37,860	280,651	587,682
清涼飲料・茶・コーヒー製造業	64,264	86,740	22,189	914,236	52,975	110,430
酒類製造業	117,843	60,863	130,778	14,976	14,314	4,387
油脂加工製造業	—	—	—	—	9,032	87,739
医薬品製造業	8,103	103,925	133	—	22,919	56,364
化粧品製造業	8,043	1,680	1,274	—	12,632	74,600
小売業	…	…	…	…	114,010	189,120
その他の事業	2,214	6,070	1,023	—	198,553	255,278
包装	…	…	…	…	144,989	173,995
構成比（％）						
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食料品製造業	40.2	2.8	5.7	3.9	33.0	38.2
清涼飲料・茶・コーヒー製造業	19.2	32.5	13.5	94.5	6.2	7.2
酒類製造業	35.1	22.8	79.4	1.5	1.7	0.3
油脂加工製造業	—	—	—	—	1.1	5.7
医薬品製造業	2.4	39.0	0.1	—	2.7	3.7
化粧品製造業	2.4	0.6	0.8	—	1.5	4.8
小売業	…	…	…	…	13.4	12.3
その他の事業	0.7	2.3	0.6	—	23.4	16.6
包装	…	…	…	…	17.1	11.3

注：1 表示単位未満を四捨五入したため、合計と内訳の計が一致しない場合がある（以下同じ。）。

2 表中に用いた「—」は事実のないもの、「…」は事実不詳又は調査を欠くものである（以下同じ。）。

- 容器利用事業者とは、容器包装を利用する事業者をいう。
- 容器包装とは、以下に示す容器や包装を指す。
 - ・ガラスびん
 - ・PETボトル
 - ・紙製容器包装（紙製の箱、袋、カップ、包装紙など（段ボールと紙パックは除く。））
 - ・プラスチック製容器包装（プラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋など（PETボトルを除く。））
- 調査対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とした。

【 参考データ 】

容器包装利用量（令和 7 年度）

単位：t

区 分	ガラスびん 無色	ガラスびん 茶色	ガラスびん その他の色	PETボトル	紙製 容器包装	プラスチック製 容器包装
容器包装利用量						
計	346,413	320,549	157,255	891,728	821,862	1,488,363
食料品製造業	110,078	6,292	8,575	36,808	301,519	615,294
清涼飲料・茶・コーヒー製造業	72,448	134,220	22,465	839,130	47,505	121,372
酒類製造業	143,757	56,381	124,909	15,790	13,514	3,377
油脂加工製造業	－	－	－	－	9,370	87,895
医薬品製造業	9,105	115,935	75	－	25,459	54,966
化粧品製造業	8,647	2,372	786	－	14,676	78,766
小売業	...	...	...	...	110,000	145,346
その他の事業	2,378	5,349	445	－	163,467	213,363
包装	...	...	...	...	136,352	167,984
構成比（％）						
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食料品製造業	31.8	2.0	5.5	4.1	36.7	41.3
清涼飲料・茶・コーヒー製造業	20.9	41.9	14.3	94.1	5.8	8.2
酒類製造業	41.5	17.6	79.4	1.8	1.6	0.2
油脂加工製造業	－	－	－	－	1.1	5.9
医薬品製造業	2.6	36.2	0.0	－	3.1	3.7
化粧品製造業	2.5	0.7	0.5	－	1.8	5.3
小売業	...	...	...	...	13.4	9.8
その他の事業	0.7	1.7	0.3	－	19.9	14.3
包装	...	...	...	...	16.6	11.3

【統計表、調査の概要】

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&lid=000001489873>

【調査結果の主な利活用】

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）（以下「容器包装リサイクル法」※という。）に基づく特定事業者の再商品化義務量に係る比率、量の策定に当たっての基礎資料

※ 容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみの6割（容積比）を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律です。全ての人がそれぞれの立場でリサイクルの役割を担うということがこの法律の基本理念であり、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うことが役割となっています。

【ホームページ掲載案内】

- ・ 本資料は、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類「その他（食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など）」の「容器包装利用・製造等実態調査」で御覧いただけます。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/youki_housou/#y

- ・ 公表した数値の正誤情報は、ホームページでお知らせします。

【関連リンク】

食品容器包装の減量・リサイクルに関する情報：農林水産省＞組織別から探す＞新事業・食品産業部＞施策情報＞容器包装リサイクル＞容器包装リサイクル法

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/>

容器包装利用・製造等実態調査：経済産業省＞政策について＞政策一覧＞エネルギー・環境＞サーキュラーエコノミー＞3R政策＞行政情報を調べる＞法律＞容器包装リサイクル法＞法律原文と関係資料はこちら＞調査事業

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/research.html

お問合せ先

◎ 本統計調査結果について

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課消費統計室 食品産業動向班

電話：（代表） 03-3502-8111 内線 3717

（直通） 03-3591-0783

◎ 農林水産統計全般について

農林水産省 大臣官房統計部

統計企画管理官 統計広報推進班

電話：（代表） 03-3502-8111 内線 3589

（直通） 03-6744-2037



政府統計

政府統計の総合窓口
(e-Stat)

<https://www.e-stat.go.jp/>



2027年国際園芸博覧会
2027.3.19-9.26 横浜・上瀬谷

